

## ○施設利用に当たっての条件及び留意事項

(令和4年2月17日水戸市新型コロナウイルス感染症対策本部決定)

市有施設等の利用に当たっては、利用条件及び留意事項を遵守いただくよう、利用者等に引き続き御協力をお願いする。

- ・主催者又は代表者（以下「主催者等」という。）は、利用者、参加者及び観覧者（以下「利用者等」という。）の健康状態を把握し、発熱者や具合の悪い方が参加しないよう対処すること。併せて市有施設利用者等の「いばらきアマビエちゃん」への登録をお願いすること。
- ・感染が発生した場合の対応に備え、主催者等は利用者等の住所、氏名、連絡先の入った名簿を作成し、必要に応じて求められた場合は、これを提出すること。
- ・適宜手洗いや手指消毒等を行うこと。
- ・マスクの正しい着用を徹底するとともに、咳エチケットを守り、各自感染予防に努めること。
- ・換気の悪い密閉空間とならないよう、窓の開閉、換気設備の運転などにより、定期的な外気の取り入れを行うこと。
- ・飛沫感染を防ぐため、間隔を最低1メートル以上設けること。
- ・大きな声を出すなど、飛沫が多く飛散する行為は行わないこと。
- ・飛沫が多く飛散する活動（カラオケ、コーラスなど）は、マスク着用をしながらの活動が可能な場合のみとする。ただし、吹奏楽器を演奏する場合（マスク非着用）は、特に喚起に注意し、演奏者間及び聴衆との間隔を2メートル以上確保するものとする。
- ・調理室の利用は、マスク着用しての利用やマスク会食等が可能な場合のみとする。
- ・感染リスクを抑えるため、利用時間の短縮に努めること。
- ・茨城県外からの不要不急の往来を伴う利用は中止とする。
- ・プロスポーツ等チケット販売済みのものについては、感染防止対策を徹底したうえで利用可能とする。
- ・その他各施設における利用に当たってのお願いに協力すること。

上記事項に従わない場合は、利用の中止等を求めることがある。  
また、展示室などの混雑が見込まれる場合は、入場制限を行う。